

January, 2019

IFRS第17号 IASB Board Meeting Flash

4つの領域における基準の修正提案 (IASB January 2019 meeting)



提案された修正の目的は、取引の経済的実質について提供される情報の向上

2019年1月23日に開催されたIASB会議において、保険会社やその他の利害関係者から挙げられた適用上の課題や懸念に対応する形で、IFRS第17号の修正が提案された。

1月のIASB会議では、以下の4つのトピックに関する基準修正について暫定合意された。

- 不利な契約の再保険の会計処理
- 再保険契約が金融リスク軽減に使用されている場合の直接連動有配当契約の会計処理
- 将来の契約更新に係る新契約費の会計処理
- 一般的な測定モデル (BBA) における契約上のサービス・マージン (CSM) の投資関連サービスへの配分

“これらの修正は会計上のミスマッチや複雑性を削減するのに役立つであろう。同時に、これらの修正により、IFRS 第 17 号を適用するに際して、保険会社は新たな領域で判断が必要となる。保険会社は、早期かつ十分な検討を行うことが求められる。”

Joachim Kölschbach

KPMG's global IFRS insurance leader

1. IASBで提案された修正

A) 不利な契約の再保険の会計処理

論点の所在

現行のIFRS第17号では、不利な契約の当初認識時に損失を認識する。しかしながら、同時に認識される再保険契約により当該損失がカバーされている場合であっても、対応する利得が認識されず、これが会計上のミスマッチとなる。

当初認識後については、再保険契約グループに対応する元受保険契約グループが不利な契約となった場合、対応する再保険契約グループの履行キャッシュフローの変動は純損益に認識される。この取り扱いにより会計上のミスマッチは生じない。

IASBの決定

IASBは、当初認識時の会計上のミスマッチに対応するIFRS第17号の修正案について暫定合意した。この修正により、当初認識時に不利な契約と評価された元受保険契約に係る損失を認識する保険会社は、同時に、元受保険契約の損失を比例的にカバーする範囲で、再保険契約に係る利得を認識しなければならない。

この利得は、元受保険契約の発行以前に契約した再保険契約に限定して認識される。

当該修正は、保険料配分アプローチ（PAA）と一般的な測定モデル（BBA）を用いて測定される保険契約に適用される。

今後の影響

この変更は、会計上のミスマッチを削減することで、保有する再保険契約の経済的効果に関するより有用な情報を提供し、その結果として、財務諸表利用者にとって複雑性を減らすことを意図している。

IASB会議においては、当該修正は各元受保険契約の保険金支払を比例的にカバーする再保険契約に適用されることが明確にされたが、基準改定時に慎重な文言の検討が必要となることが想定される。対象となる再保険契約は、一般的に認識されている、保険金と保険料の両方が元受保険契約に比例的である“比例再保険契約”とは異なる。不利な契約となっている元受契約と再保険契約との間に直接的な関連がないことから、非比例再保険契約は、当該修正の対象ではない。

再保険契約に関するIASBの議論の進展に伴い、保険会社は、IFRS第17号に基づいて再保険契約を会計処理するための新たなシステムとプロセスを継続して検討していく必要があり、再保険契約プログラムへの影響を考慮する可能性もある。また、それらプロセスに対して、後述する「B) 再保険が金融リスク軽減に使用されている場合の直接連動有配当契約の会計処理」の修正の影響についても検討する必要がある。

特定の法域では、保険会社が契約獲得コストを繰り延べることが認められておらず、アップフロントでコストを認識することが要求される結果、当初認識において当該保険契約は不利な契約となる可能性がある。これらの保険者にとっては、不利な契約の損失に対応する利得で財務諸表上相殺するために比例的な再保険契約を活用することにより、当該修正が有用な救済措置を提供することになるであろう。

B) 再保険が金融リスク軽減に使用されている場合の直接連動有配当契約の会計処理

論点の所在

保険者は直接連動有配当契約に起因する金融リスクを軽減するためデリバティブを活用する場合がある。デリバティブの公正価値変動は、IFRS第9号に従って即時純損益認識されることで、会計上のミスマッチが生じることになる。なぜなら、変動手数料アプローチ（VFA）を用いる場合、関連する保険契約の価値変動は、即時純損益認識ではなく、一般的にCSMを調整する形で会計処理されるからである。

この会計上のミスマッチを解消するために、現行IFRS第17号は、保険会社が当該リスク軽減の効果を反映させることを認めている。具体的には、一定の要件（“リスク軽減の例外規定”）を満たした場合、金融リスクの変動についてCSMを調整せず純損益を通じて認識することが許容される。

再保険契約の中には、保険会社が元受保険契約から生じる金融リスクを移転することが可能となるように設計されているものがある。このとき、元受保険契約にVFAを適用する場合、前述のデリバティブを用いた場合と同様の会計上のミスマッチが生じることとなる。

なぜなら、VFAアプローチを再保険契約に用いることは認められていないためである。結果として、再保険契約の金融リスクの変動は純損益（またはその他の包括利益）を通じて認識され、一方で、元受保険契約の金融リスクの変動はCSMで調整されるためである。

現行のIFRS第17号では、このような会計上のミスマッチを解消するリスク軽減の例外規定は、保険会社がデリバティブを用いて金融リスクを軽減した場合に限定されている。

IASBの決定

IASBは、IFRS第17号のリスク軽減の例外規定の適用範囲を拡大し、再保険契約を直接連動有配当契約のリスク軽減に使用している場合についても適用可能とすることで、暫定合意した。これにより、金融リスクを軽減する目的でデリバティブまたは再保険契約のいずれかが用いられている場合で、一定の要件を満たす場合には、CSM調整しないことが認められる。

今後の影響

IASB会議では、例え元受保険契約が直接連動有配当契約であったとしても、対応する再保険契約にVFAアプローチが利用できないことは再確認されている。これは、保有する再保険契約は、発行した元受保険契約とは別個に会計処理されるべきというコンセプトに沿ったものである。

実務では、保有する再保険契約が、直接連動有配当契約の基礎となる項目となっている場合がある。このような状況では、VFAアプローチを適用することで、金融リスクから生じる再保険契約の履行キャッシュフローの変動と、直接連動有配当契約における対応する履行キャッシュフローの変動は、ともにCSMで調整されるため、リスク軽減は自動的に会計上反映される。

提案された例外規定の拡大は、再保険契約が基礎となる項目ではないが、直接連動有配当契約の金融リスク軽減のために保有される場合に生じる会計上のミスマッチに対応するものである。

当該修正は、保険者が金融リスクを軽減するためにデリバティブを用いているか再保険契約を用いているかにかかわらず、リスク軽減の活動を財務諸表に反映することを可能にするであろう。

C) 将来の契約更新に係る新契約費の会計処理

論点の所在

現行のIFRS第17号では、新契約獲得に係るキャッシュフロー（新契約費）は保険契約グループ内の保険契約の履行キャッシュフローに含める形で会計処理される。

新契約費は、新規発行された保険契約で、保険契約者が将来更新すること（場合によっては複数回）を予想している契約に対する手数料を含む場合がある。このとき、保険会社は将来の契約更新でコストを回収することを想定しているために、コストをカバーするために当初契約の保険料に含まれるマージンを、手数料が超過するような場合もある。

手数料が返還不能である場合、現行のIFRS第17号では、当該手数料は、当初発行される契約の境界線内にある保険料でカバーされなければならない。予想される更新契約が当初契約の境界線外である場合、現行のIFRS第17号では、当該当初契約は不利な契約となる可能性がある。

IASBの決定

IASBは、IFRS第17号を修正し、当初発行契約に直接起因する新契約費の一部（例えば、初回支払手数料）について、契約の境界線外である更新後の契約にも配分可能とすることを暫定合意した。当該修正は、2018年2月のTRGにおいて協議された課題の一つに対応するものである。

この修正により、新契約費の一部は、予想される更新契約が認識される時点まで資産として認識されることになる。IASBは、当該資産の会計処理へのさらなる修正を提案した。保険会社は、特に以下が必要となる：

- 更新契約が認識される前の期間において、関連する保険契約グループの予想履行キャッシュフローに基づいて、当該資産の回収可能性を評価
- 回収不能額を損失として認識し、回収不能な状況が解消した場合にその損失の一部又は全部を利益として認識

今後の影響

多くの保険会社にとって、新契約費の繰延と回収可能性の評価のコンセプトはよく知られたものであり、現状の実務にも類似するものである。

これに対し、提案された修正で要求される、将来の更新の予想、更新契約への新契約費の配分及びその回収可能性のテストは、現行の実務と比較して、より詳細なレベルで実施することが求められる（つまり、保険契約グループレベル）。加えて、保険会社は以下の実施が求められる。

- 新契約費を分析し、どのコストが（契約の境界線外である）予想される更新契約に関連するかを特定
- コストを配賦
- 契約の境界線外の契約更新の予測を評価

これにより、当該修正によって、追加的なステップが求められることとなり、保険会社は、予想更新契約の評価と新契約費の配分方法の構築に際して、新たな判断が要求される。

なお、PAAアプローチを用いる保険会社には次の選択肢がある。

- 新契約費をアップフロントで一括費用処理し、複雑なオペレーションと判断を回避する

- 上記の資産を認識する。

更新契約に関連する新契約費の繰延を可能とすることで、当初認識時の不利な契約が少なくなる可能性ある。これにより、再保険契約プログラム及び不利な契約の再保険契約から生じる会計上のミスマッチ（(A)不利な契約の再保険の会計処理を参照）に影響を与える可能性がある。

D) 一般的な測定モデル(BBA)における契約上のサービス・マージン(CSM)の投資関連サービスへの配分

論点の所在

BBAにおけるCSMの純損益への認識は、以下を評価することで決定されるカバー単位の配分によって行われる。

- 契約に基づいて提供されるカバーの量
- カバーの予想残存期間

現行のIFRS第17号では、直接連動有配当契約ではない保険契約については、カバーの量と残存期間は、保険カバーにのみ関連し、投資関連サービスは考慮されない。

2018年6月のIASB会議で、直接連動有配当契約の予想残存期間については、保険会社が投資関連サービスを提供する期間を含むことが明確にされた。

IASBの決定

直接連動有配当保険契約以外の保険契約のCSMに関して、保険カバーだけでなく、「投資関連サービス」を考慮して決定されるカバー単位に基づいて配分されることが暫定合意された。これに伴い新たなコンセプトが導入されている。

IASBは、投資関連サービスがいつどの範囲で提供されるかの特定に関して、基準で詳細を規定するアプローチを採用しないこととした。投資要素が存在することは、投資関連サービスをCSMの償却で考慮することの前提条件とされたが、一方で、投資要素があることのみでは、必ずしも、投資関連サービスがあることを証明するものではない。投資関連サービスの特定には、首尾一貫した判断が必要となる。

今後の影響

当該修正によって、保険会社は、投資関連サービスが存在すると判断するか否かを決定するために投資要素を含む保険契約を評価することが求められ、それがカバー単位の決定に影響することとなる。その上で、保険カバーと投資関連サービスの比重やそれらの提供パターンを、規則的かつ合理的な方法で評価し、BBAでのCSMの償却を決定する必要がある。

この判断は、以下の項目に影響することが想定され、重要なものとなる。

- 収益認識の期間帰属
- 関連する投資管理コストが履行キャッシュフローに含まれるか否か
- PAAアプローチの適用可否

投資関連管理コストを履行キャッシュフローに含めることにより、保険会社のシステム、プロセス及び財務諸表の表示に幅広い影響が考えられる。

投資要素が存在することは、投資関連サービスをCSMの償却で考慮するか否かに関して必要最低限な条件であるために、まず第1ステップとして、投資要素が存在するかを決定するため、保険契約条件について慎重な分析が必要となる。

投資要素が存在すると判断する場合、投資関連サービスが提供されている場合や何も提供がない場合が明確であることもあるかもしれない。例えば、投資要素に関連して資産管理サービスのみを提供している場合、投資関連サービスは提供していない。しかし、多くの場合、この決定には首尾一貫した判断が要求される。

保険会社は、現時点から、これら提案された修正の実現可能性の評価を開始する必要がある。さらに、修正の多くは相互に関連し他の判断の影響を受けることから、修正が与える財務数値への影響を評価することが望まれる。提案された修正は、今後、コメント期間を経て最終化されることから、保険会社が新たなプロセスを設計するに際しては、軽微な修正の余地には留意する必要がある。

2. 修正が与える影響

“提案された基準の修正の対象は限定的であるものの、これらの修正による変化の意義は大きく、保険会社から挙げられていた懸念に対応するものである。修正は今後検討され公開草案の対象となるものの、保険会社は、現時点から修正内容を評価し対応の検討を開始することが推奨される”

Mary Trussell,

KPMG's Global Lead, Insurance Accounting Change

これらの修正提案はIASBが決定したIFRS第17号の基準修正の要件と整合的なものであり、一般的に、会計上のミスマッチを減少させ、保険会社の利益と経済的実質の整合性を高めることを意図している。利益認識と取引の経済的実質の整合性の向上は、財務諸表利用者に、より良い業績報告の機会を提供する。

提案された修正が承認された場合、保険会社は、IFRS17導入プロセスにおいて、これら修正に対応した新たな意思決定並びに会計上の判断を行う必要がある。修正は今後検討され公開草案の対象となるものの、保険会社は、現時点から修正内容を評価し対応の検討を開始することが推奨される。

3. 次のステップ

提案された修正は、以下のIASBの暫定合意に追加されるものである。

- IFRS第17号の適用時期について2022年1月までの1年延期、並びに、保険会社のIFRS第9号適用免除の延長
- 財政状態計算書における表示規定の修正

これらは今後、IASBの通常のデュープロセス（公開草案の発行及びパブリックコメント期間）の対象となる。

利害関係者の懸念及び適用上の課題に対応して修正を検討するとして25項目のうち、その大部分が現時点までにカバーされた。IFRS第17号の修正に関する公開草案は、2019年中旬に予定されており、残された項目についても翌月以降のIASB会議で検討される見込みである。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

ファイナンシャルサービス本部

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2019 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.